

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに☑

徳島県の最低賃金

時間額

令和8年1月1日から

1,046円

徳島県最低賃金は、
県内で働くすべての労働者に適用されます。



下記の産業には **特定最低賃金** の適用があります。

産業名	時間額(円)	適用除外される労働者 (徳島県最低賃金が適用されます)	効力発生日
造作材・合板・建築用 組立材料製造業	徳島県最低賃金が適用されています。		
はん用機械器具、生産 用機械器具、業務用機 械器具製造業	1,134	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切 削くずの取り除き等の業務 (4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試 験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用 機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製 造業及び武器製造業に従事する者	令和8年 1月1日
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具 製造業	1,105	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付 け、かしめ及び巻線の業務 (4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業 用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業 に従事する者	令和8年 1月1日

業務改善助成金

改定後の徳島県最低賃金額未満
(980~1,045円)の労働者を
使用しており、事業場内最低賃金
を30円以上引上げ、生産性向上
のための設備投資などを行う場合
に利用できます。

助成率：最大9割

上限額：最大600万円



厚生労働省、中小企業庁では、最低賃金引上げに伴う支援を強化しています。

賃上げ支援助成金パッケージ

徳島労働局では、
賃金引き上げに関す
る助成金等の支援
施策を取りまとめた
リーフレット集を作成
しています。



具体的な情報は、ホーム ページ等でご確認を!

厚生労働省HP 徳島労働局HP



賃上げを後押しするその他支援策

- 中小企業省力化投資補助金
- 賃上げ促進税制

～賃金引き上げ特設ページ公開中～

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



お問い合わせ・相談先

- 最低賃金は 徳島労働局労働基準部賃金室 (Tel 088-652-9165) 又は最寄りの労働基準監督署へ
- 業務改善助成金は 業務改善助成金コールセンター (Tel 0120-366-440)
- 働き方改革や経営改善に向けた相談先は 徳島働き方改革推進支援センター (Tel 0120-967-951) 又は徳島県よろず支援拠点 (Tel 088-676-4625) へ



I 最低賃金はすべての労働者に適用されます

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度であり、最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。

最低賃金は、常用、臨時、パート、アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わず、事業場で働くすべての労働者に適用されます。

■減額の特例

一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、次の①～⑤に該当する労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- ①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- ②試の使用期間中の方
- ③基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- ④軽易な業務に従事する方
- ⑤断続的労働に従事する方

減額の特例許可を受けようとする使用者は、所定の様式による申請書2通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

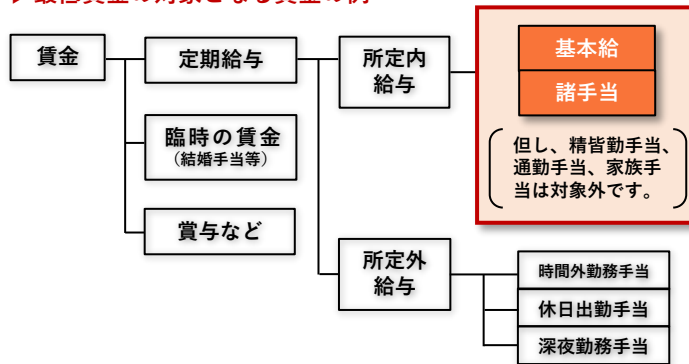
II 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが、最低賃金の対象になります。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

▶最低賃金の対象となる賃金の例



III 最低賃金額との比較方法

地域別最低賃金及び特定最低賃金ともに、時間額のみでの表示となっていますので、実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるにはⅡに記載した最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

- ① 時間給制の場合
時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- ② 日給制の場合
日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- ③ 月給制の場合
月給 $\div$ 1箇月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- ④ 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額（時間額）と比較します。
- ⑤ 上記①、②、③、④の組み合わせの場合
例えば、基本給が日給制で、各手当（職務手当など）が月給制の場合は、それぞれ上記②、③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）を比較します。

月給制の場合の比較方法の例

- 徳島県で働くAさんの労働時間と月給は、
- 1日の所定労働時間 8時間
 - 年間所定労働日数 258日
 - 年間総所定労働時間 2,064時間
(8時間 $\times$ 258日)
 - 1か月の平均所定労働時間 172時間
(2,064時間 $\div$ 12か月)
 - 月給 180,000円

上記の例を、時間額に換算し、**徳島県最低賃金額 1,046円（時間額）**と比較すると、

$$\frac{\text{月給 } 180,000\text{円}}{172} = 1,046.51 > 1,046\text{円}$$

となり、この場合は最低賃金額 **以上** となります。

